

經濟論叢

第128卷 第3・4号

情報の主体間非対称性と私的保険市場……………	西村周三	1
マルゼルブと出版統制(6・完)……………	木崎喜代治	14
19世紀末ナショナル金銭登録機会社における 職能別部門管理の形成……………	斎藤雅通	33
フランス電力(EDF)における 資本供与金制度の成立……………	藤井秀樹	53
蜷川統計学と真実性批判—序論—……………	中江幸雄	78
書 評		
下条哲司著『海上運賃の経済分析』……………	山田浩之	105

経済学会記事

昭和56年9・10月

京 都 大 学 経 済 学 會

フランス電力 (EDF) における 資本供与金制度の成立

藤 井 秀 樹

はじめに

第二次世界大戦後（以下「戦後」と略す）フランス経済はしばしば混合経済の典型例として引き合いに出されてきた¹⁾。事実、そこには公企業をめぐる多くの財務（会計）問題が内包されている。

本稿で研究対象としてとり上げるのは、代表的なフランス公企業の一つであると同時に、フランス行政法固有の産物である「商工業の公施設 *établissement public industriel et commercial*」という法的組織形態をとるフランス電力 *Électricité de France*（以下「EDF」と略す）である²⁾。そして、EDFが戦後の経済復興・発展過程で経験した財務（会計）問題、とりわけその解決のために採用されたフランス公企業独自の資本増加制度である資本供与金制度 *Dotation en capital* の成立過程を紹介し考察することが本稿の課題である。

従来我が国では、フランス公企業の財務（会計）問題ないしはその解決のために採用された財務（会計）制度が、それ自体として研究の俎上に上げることは皆無に近かった。そういう意味で、本稿はこの研究上の間隙を埋めてゆくことにもつながる。

1) 例えば、田中友義『フランス混合経済の現状』昭和53年。

2) フランスの三大公企業として、EDF、フランス石炭 (CDF) そしてフランス国鉄 (SNCF) が上げられている。A. G. Delion, *L'État et les entreprises publiques*, 1959, p. 125. 商工業の公施設については神谷昭『フランス行政法の研究』昭和40年、283-296ページ。

I 資本供与金制度成立の背景・EDF における経営危機の進行

1944年フランス解放と同時に開始された大がかりな経済改革の一環として産業の中核部門に広範に創出された公企業は、近代化設備拡充計画 *Plan de modernisation et d'équipement* (以下「経済計画」と略す) を基軸とする「混合経済体制を支える基盤として、あるいはそれを具体化していくための有力な手段として」³⁾位置づけられ、戦後フランス経済の復興・発展過程に動員されていった。

他方公企業の会計制度については、1947年10月22日のデクレ *décret* が、同年9月に成立したばかりのプラン・コンタブル・ジェネラル *Plan comptable général* (一般的会計指針、以下「プラン・コンタブル」と略す) の適用を規定している。そもそもプラン・コンタブルは、「財政当局や政府の経済政策・統計作成当局への役立ちを主要な目的とする」⁴⁾全国的な企業会計統一化政策の制度的手段として作成され普及されていったものである。つまり、EDF を始めとするフランス公企業は、会計制度に関する限り私企業と何ら変るところのない制度枠のもとでその経営活動を開始することになったのである⁵⁾。

3) 田中, 前掲書, 13ページ。フランス会計検査院主任検査官 A. G. ドゥリオンも、公企業と経済計画との関係について次のように述べている。「公的経済セクターが存在するという自体によって、国家は経済計画を設定することになるし、またそうせざるを得ない。なぜなら国家は経済計画によってこそ、これら公的経済セクターに対して一般的利益を追求せしめるような最も強い刺激を与えることができ、従って〔産業の〕公的所有から最大の利益を引き出すことができるからである。……逆に、公企業は、経済計画実施のための最良の手段である。」(A. G. Delion, *op. cit.*, p. 119.)

4) C. W. Nobes, "Harmonization of Accounting within the European Communities: The Fourth Directive on Company Law," *The International Journal of Accounting*, vol. 15, no. 2, p. 2.

5) この点は、例えば電力・ガス国有化法の次のような規定にも照応する。「第4条、……これら機関 (EDF および GDF) は、その財務・会計管理については商工業企業において慣用される規則に従うものとする……。」

他方、大戦前に設立された商工業の公施設については、プラン・コンタブル以外に、伝統的な公会計 *Comptabilité publique* にも服するという特殊な状況に置かれていた。この会計制度の二元制は1962年12月29日のデクレで調整された。A. G. Delion, *op. cit.*, p. 94 et s., Do., *Le statut des entreprises publiques*, 1963, pp. 219-202. C. Louit, *Les finances des entreprises publiques*, 1974, pp. 41-45.

ところが、フランス公企業は国民経済の復興・発展を支える推進軸としての役割を果たす過程で同時に、自らの内に深刻でかつ公企業に固有の経営問題を引き起こしていった。

フランスでは、法的組織形態のいかんを問わずほとんどの公企業において、料金（または価格）決定および投資決定という企業経営の根幹を左右する事項が、事実上政府ないしはその付属機関の直接的な所管事項とされ、国家統制の対象となっていた。公企業を経済計画の実施手段と見なす考え方が行政当局において支配的である以上、こうした国家の公企業統制が公企業の企業採算的側面を多かれ少なかれ犠牲にする方向で実施されることになるのは不可避的であり、事実解放以来、公企業経営においては、「採算ベースに乗るか否かは投資決定の条件にならず、価格決定に際しても生産コストという絶対的要請に拘束されることがない⁶⁾」という状況が続いていた。従って、戦後フランス公企業が抱え込んだ固有の経営問題とは、慢性的な業績不振そして構造的な赤字体質の深化であり、それをテコとした企業経営の国家予算従ってまた国家政策そのものに対する従属性の一層の深まりであった⁷⁾。

その場合、EDF は一つの極めて典型的な例をなしていた。当該経営問題の生成期であった1950年代を例に、EDF の経営構造をいまいし具体的に概観してみよう。

まず料金については、料金表記載の最高電気料金を所管行政庁（公共事業大臣、後に商工業大臣）が四半期ごとに公表する電力経済指数 *index économiques électriques* に従ってスライドさせるという伝統的な統制制度が電力国有化後も引き継がれていた⁸⁾。その場合、電力経済指数は石炭価格、人件費お

6) B. Chenot, *Les entreprises nationalisées*, 4^e éd., 1967, p. 31.

7) この点は、論者により次のように指摘されているところである。「産業的国有化と経済計画化の矛盾」(G. Lescuyer, *Le contrôle de l'État sur les entreprises nationalisées*, 1962, p. 231.) 「自由主義国家にとどまりながら、企業性と公共性とを結合しようとするパラドックス」(A. G. Delion, *L'État et les entreprises publiques*, 1959, p. 189.)

8) この制度は公役務特許制度 *concession de service public* と呼ばれる特殊な制度枠のもとづくもので、1906年配電法以来送配電事業者の電気料金を統制する制度として発展してきたものである。電力・ガス国有化法第36条の規定により、EDF の料金統制制度として引き継がれた。↗

および小売物価指数の三要素をもとに算定されるので⁹⁾、制度上、電力経済指数スライド制は物価スライド制と見なしてよかった。

ところが、1945年6月30日の物価に関するオルドナンス *ordonnance* (価格憲章) 以来維持され続けた戦後の物価統制体制のもとで、政府は公企業の料金 (または価格) 政策を慢性的インフレーションの抑制政策と直結し、その主軸に据えてきたのであった (解放以来インフレ対策は産業近代化と並んで常に経済政策の重点課題であった。例えば52年の「ピネ実験」¹⁰⁾)。

従って、事実は電力経済指数スライド制の形骸化過程を如実に物語っている (第1図、第1表)。

第1図および第1表における契約値 *valeurs contractuelles* とは、法定事項にもとづいて算出された正規の数値であり、適用値 *valeurs appliquées* とは、実際のスライド計算に用いられた数値である。第1図および第1表は、「実際の料金は、電力経済指数の適用によって決定される当為的な水準よりも平均して二割ほど下回っている」¹¹⁾ という B. シュノの指摘を改めて実証しているが、50年代後半から電力経済指数の適用率は更に低下してゆき、61年にはおよそ七割近くにまで落ち込んでいった点は特に注意せねばならない。EDF に対する国家の料金統制は緩和されるどころか、徐々に強化されさえしていったのである。

第1図および第1表に示された電力経済指数適用値の推移が実際の料金単価

⁹⁾ E. Bordier et S. Deglaire, *Électricité, service public*, tome I, 1963, p. 23 et s. C. Louit, *op. cit.*, p. 118 et s.

9) Décret du 11 avril 1937.

電力経済指数の算定式は次の通りである。

高圧電力 $I = 0.75 C + 0.37 M + 0.07 D$

低圧電力 $I = 0.75 C + 1.00 M + 0.20 D$

C: 石炭1トン当たりの価格

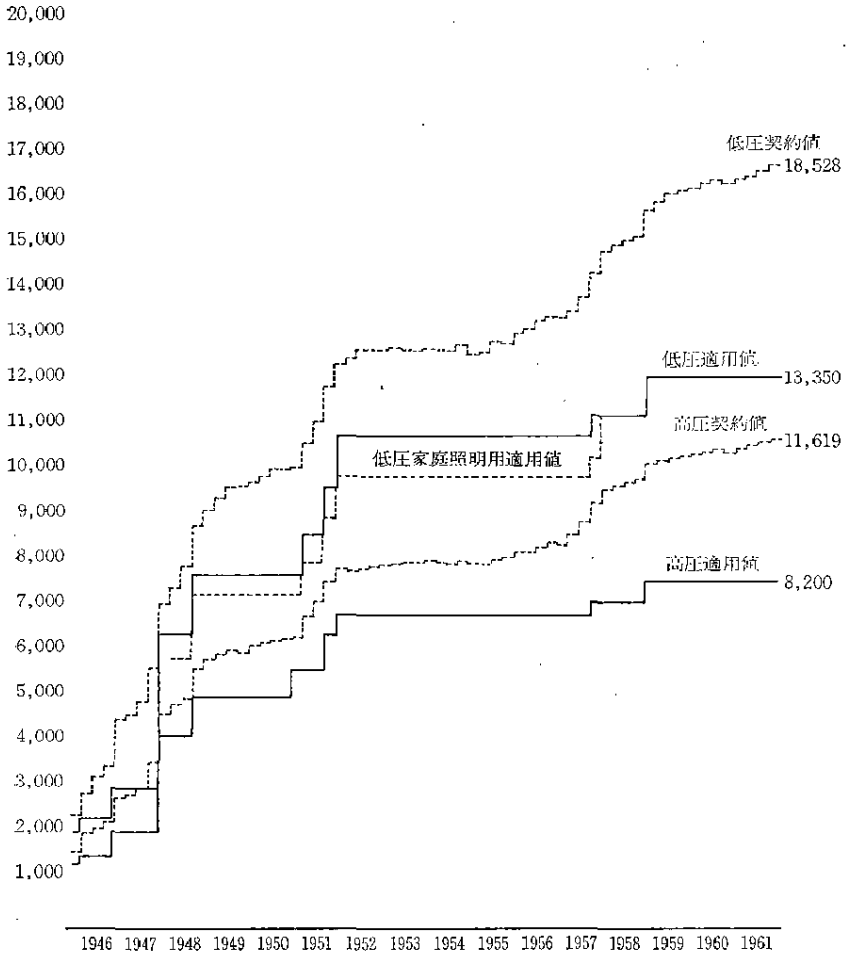
M: 配電量 1000 kWh 当たりの人件費

D: パリを除くフランス 300 都市における34品目の小売物価指数

10) A. G. Delion, *L'État et les entreprises publiques*, 1959, pp. 135-136. Do., *Le statut des entreprises publiques*, 1963, p. 195. G. Lescuyer, *op. cit.*, pp. 287-290. 価格憲章は1978年6月パール内閣のもとでやっとなげられた。

11) B. Chenot, *op. cit.*, p. 51.

第1図 電力経済指数の推移



[出典] EDF, *Rapport d'activité · Comptes de gestion, exercice 1961*, p. 70 から転載。

に対してもほぼそのままの形で反映していることが、第2図および第2表によって知られる。そしてまた、第3表で電気料金の推移をその他の物価水準の動

第1表 電力経済指数の推移

年次	高圧指数			低圧指数			低圧家庭照明用特別指数		
	契約値 ¹⁾	適用値	適用率 ²⁾	契約値 ¹⁾	適用値	適用率 ²⁾	契約値 ¹⁾	適用値	適用率 ²⁾
1950	6,603	5,250	80.0%	10,983	8,300	75.6%	10,983		
1951 ³⁾	7,172	5,900	82.3	11,697	9,300	80.0	11,697		
1951 ³⁾	8,100	6,700	82.7	13,000	10,500	80.8	13,000		
1952 ⁴⁾	8,327	7,300	87.7	13,551	11,800	87.1	13,551	10,850	80.1
1953	8,465	7,300	86.2	14,064	11,800	83.9	14,064	10,850	77.1
1954	8,458	7,300	86.3	14,034	11,800	84.1	14,034	10,850	77.3
1955	8,508	7,300	85.8	14,055	11,800	84.0	14,055	10,850	77.2
1956	9,029	7,300	80.9	14,680	11,800	80.4	14,680	10,850	73.9
1957 ⁵⁾	10,028	7,700	76.8	15,883	12,425	78.2	15,883	11,400	71.8
1958	10,525	7,700	73.2	16,722	12,425	74.3	?)	?)	
1959 ⁶⁾	11,314	8,200	72.5	17,887	13,350	74.6			
1960	11,197	8,200	73.2	17,524	13,350	76.2			
1961	11,619	8,200	70.6	18,528	13,350	72.1			
1950—1961 伸長率	76.0%	56.2%		68.7%	60.8%				

注 1) 契約値については原則として第4四半期のものをとった。但し、適用値引上げが行われた年は、引上時の契約値。

2) 適用率とは、契約値に対する適用値の割合である。

3) 1951年の2回にわたる適用値引上げは、1951年4月1日、1951年10月12日に公布された各アレテによる。

4) 1952年の適用値引上げは、1952年1月28日に公布されたアレテによる。

5) 1957年の適用値引上げは、1957年12月17日に公布されたアレテによる。

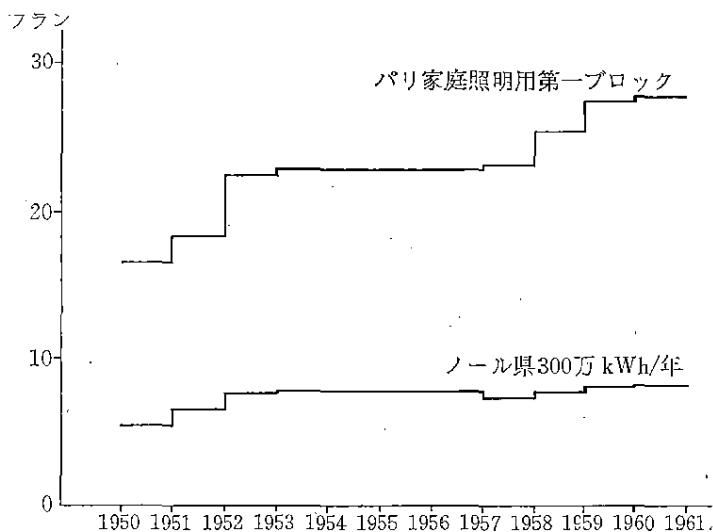
6) 1959年の適用値引上げは、1959年1月7日に公布されたアレテによる。

7) 低圧家庭照明用の特別指数は、1958年2月24日に公布されたアレテにより廃止された。

〔出典〕 EDF, *Rapport d'activité · Comptes de gestion, exercices 1950-1961* により作成。

きと比較してみるならば、戦後の電気料金抑制政策がいかに強力なものであったかが容易に理解されよう。

第2図 電気料金単価の推移



〔出典〕 第2表により作成。

これに対し、EDFの設備投資活動は極めて活発であった（第4表）。それは、フランス電気事業の「10年間で二倍化のリズム *la cadence du doublement en dix ans*」が戦後の経済発展における国民的課題とされ、またそれがモネ・ブラン以来数次にわたる経済計画に織り込まれたEDFの計画達成目標ともなってきたからである（第4表における各設備の10年間の伸長率が、それぞれ二倍前後となっている点に注意）。

とは言え、すでに見てきたように料金収入の面で大きな制約を課せられたEDFが、その主要な投資資金を自己資金以外の資金源に依存せざるを得なかったのは自明である。

第2表 代表的地域における電気料金平均単価の推移

(単位、サンチーム)

年次	産業需要家用料金 (1,000kW高圧)								パリにおける低圧供給料金					農村用料金	
	150万kWh/年の平均単価 (1,500h)				300万kWh/年の平均単価 (3,000h)				家庭用平均単価			非家庭用 平均単価	5組合 平均単価		
	ノール県	セーヌ・ エ・オワ ーズ県	オート・ ロワール 県	イゼール 県	ノール県	セーヌ・ エ・オワ ーズ県	オート・ ロワール 県	イゼール 県	照明用・ 第1 ブロック	第3ブロック		商業用 照明	動力用	照明用	動力用
										冬期用	夏期用				
1950	6.05	6.03	5.16	5.15	5.69	5.67	4.79	4.76	16.28	6.59	5.50	17.41	12.87	16.70	13.19
1951	6.67	6.65	5.68	5.68	6.37	6.36	5.38	5.34	18.02	7.79	5.85	19.41	14.37	18.34	14.69
1952	8.27	8.25	7.06	7.05	7.55	7.53	6.58	6.54	22.33	10.20	6.00	24.22	17.98	22.64	18.33
1953	8.32	8.30	7.10	7.09	7.58	7.56	6.62	6.58	22.51	10.20	6.00	24.41	18.12	22.82	18.48
1954	8.32	8.30	7.10	7.09	7.58	7.56	6.62	6.58	22.51	10.20	6.00	24.41	18.12	22.80	18.44
1955	8.32	8.30	7.10	7.09	7.58	7.56	6.62	6.58	22.51	10.20	6.00	24.41	18.12	22.80	18.44
1956	8.32	8.30	7.10	7.09	7.58	7.56	6.62	6.58	22.51	10.20	6.00	24.41	18.12	22.80	18.44
1957	9.14	9.12	7.92	7.91	7.05	6.97	6.52	6.09	22.55	10.22	6.00	24.45	18.15	22.84	18.47
1958	9.71	9.69	8.42	8.42	7.42	7.33	6.86	6.40	25.26	10.74	6.32	25.66	19.06	25.55	19.38
1959	9.76	9.64	9.03	8.50	7.75	7.67	7.18	6.72	27.45	11.49	6.79	27.45	20.41	27.74	20.73
1960	9.78	9.66	9.05	8.52	7.76	7.68	7.19	6.73	27.51	11.22	6.60	27.51	20.45	28.00	20.92
1961	9.78	9.66	9.05	8.52	7.76	7.68	7.19	6.73	27.51	11.22	6.60	27.51	20.45	28.00	20.92

注 表中の料金単価には電気税を含まない。

セーヌ・エ・オワーズ県は1964年の行政改革により、イヴリース、エソンヌ、ヴァル・ドワーズの3県に区分された。

〔出典〕 EDF, *Rapport d'activité - Comptes de gestion, exercices 1950-1961* により作成。

第3表 物価水準の推移

(1938=1.0)

年次	卸売物価			パリの物価		エネルギー価格				
	工業 生産物	製鉄業 生産物	食料品	小売物価	製鉄業の 労働者の 賃金	電力		石炭 ノール、パ、ド カル、トン当	ディー ゼル油 ヘクト リットル当	家庭用 燃料 トン当
						ノール県 300万kWh/年	パ リ 家庭用照明			
1950	24.9	21.7	18.4	19.5	10.1	12.6	9.5	22.2	18.0	20.3
1951	33.6	26.8	20.6	23.6	12.8	14.2	10.5	28.3	19.1	21.9
1952	33.4	32.2	22.5	26.4	15.2	16.1	13.1	32.4	21.4	22.9
1953	31.7	31.5	21.5	26.1	15.9	16.1	13.2	32.1	21.9	21.8
1954	30.7	29.8	21.4	26.0	16.7	16.1	13.2	32.2	23.0	21.3
1955	30.8	31.8	21.1	26.3	18.1	16.1	13.2	31.9	25.2	21.9
1956	32.1	34.0	22.2	26.8	20.0	16.1	13.2	32.6	25.5	22.9
1957	33.6	35.2	23.2	27.6	21.7	15.0	13.3	35.4	28.5	25.7
1958	35.3	37.5	28.0	31.7	23.8	15.8	14.9	38.1	31.3	25.3
1959	37.8	41.2	27.9	33.7	25.1	16.5	16.1	42.6	32.7	28.4
1960	39.2	43.2	28.7	34.9	27.0	16.5	16.2	42.6	32.2	26.7
1961	40.4	43.4	29.1	36.0	29.0	16.5	16.2	42.6	32.3	27.0
1950-1961 上昇率(%)	62	100	58	85	187	31	71	92	79	33

〔出典〕 EDF, *Rapport d'activité - Comptes de gestion, exercices 1950-1961*. INSEE, *Annuaire statistique de la France*, 1978, pp. 794-795 により作成。

フランス電力 (EDF) における資本供与金制度の成立

(173) 61

第4表 フランス電気事業の発展

年次	100万 kWh				km	
	発電 電力量	輸出入 ¹⁾	EDF 発電分	EDF 送配電分	送配電網 ²⁾	うち 225kV以上 ³⁾
1950	33.025	△ 249	21,149	26,114	14,229	5,351
1951	38.151	3	24,725	30,050	14,737	5,801
1952	40.569	△ 6	25,301	31,916	15,335	6,382
1953	41.462	15	24,606	32,483	16,510	7,928
1954	45.570	257	26,611	35,358	17,336	8,522
1955	49.627	61	28,422	38,461	18,329	9,276
1956	53.829	△ 107	30,351	42,193	19,244	10,292
1957	57.433	△ 269	33,190	45,410	20,347	11,256
1958	61.599	△ 445	36,304	49,423	21,016	11,887
1959	64.507	△ 38	39,810	51,590	22,179	13,064
1960	72.118	98	45,431	58,186	22,992	13,999
1961	76.489	△ 93	47,643	62,310	24,210	15,279
1950—1961 伸長(倍)	2.3	—	2.3	2.4	1.7	2.9

注 1) △印輸入電力量。

2) 送配電網はすべて EDF の所有である。

3) 設計電圧。

【出典】 EDF, *Rapport d'activité · Comptes de gestion, exercices 1950-1961*. 海外電力調査会編『海外電気事業統計』1964年版, 184ページ, 199ページにより作成。

この投資資金を支えたのが国家資金, なかでも経済社会開発基金 *Fonds de développement économique et social* (以下「FDES」と略す) からの投資貸付金であった。FDES は国庫に直結された特別勘定の一つであり, 国家資金を政策的重点部門に中継する政府直属の投資金融機関である¹²⁾。

第5表では, FDES 貸付金を中心とする借入金への高依存度ならびにそれと表裏の関係にある自己資金の圧倒的低位を特徴とする EDF の投資金融構造が

12) マーシャル援助の見返り資金を資金源に1948年近代化設備拡充基金 *Fonds de modernisation et d'équipement* が設立され, 1955年にこれが改組されて FDES となった。FDES は, 本文に紹介したような国家資金の中継を行なうだけではない。特にその理事会 *Conseil de direction* は経済計画実施において公企業や国家資金援助を受けた私企業の投資計画に対し強力な指導権限を有している。A. G. Delion, *L'État et les entreprises publiques* 1959, pp. 130-131. Do., *Le statut des entreprises publiques*, 1963, pp. 207-209. G. Lescuyer, *op. cit.*, pp. 291-294. C. Louit, *op. cit.*, pp. 201-208. E. Bordier et S. Deglaire, *op. cit.*, pp. 309-310.

第5表 EDF設備投資金融の構成

(%表示は総投資額を100としたもの)

年次	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961
総投資額 (百万フラン)	671	1,173	1,124	1,136	1,373	1,196	1,119	1,313	1,545	1,918	2,419	2,930	2,857	2,878
電力販売収入 (百万フラン)	968	1,217	1,399	1,753	2,268	2,362	2,337	2,517	2,794	3,208	3,644	4,053	4,408	4,734
FDES 貸付金	100.0	82.9	79.9	63.0	49.3	38.4	52.5	55.4	49.1	40.3	47.5	50.9	58.8	53.9
社債・長期信用	—	10.6	12.2	16.3	13.0	19.2	21.5	8.8	12.9	34.3	25.4	26.5	27.9	30.1
中期信用	—	—	—	7.3	12.3	21.5	14.3	7.6	22.7	13.2	9.1	0.9	0.5	0.7
自己資金	—	—	7.9	13.4	17.6	13.4	9.4	26.0	12.8	10.4	15.4	19.0	9.7	12.1
その他	—	6.5	—	—	7.7	7.5	2.1	2.1	2.6	1.8	2.7	2.8	3.0	3.2

注 1948年-1953年の電力販売収入には、その他の事業収入を含む。

[出典] EDF, *Rapport de gestion des exercices 1946-1949*. EDF, *Rapport d'activité · Comptes de gestion, exercices 1950-1961* により作成。

浮き彫りにされている。そして、この投資金融構造の跛行性は、フランス全体の投資金融構成の推移と対照してみるならば更に一層明らかとなる（第6表）。

第6表 フランスにおける投資金融の構成

単位、10億フラン（ ）内%

	1949	1952	1957	1960
公 的 資 金	7.1 (45.8)	7.1 (29.8)	9.3 (23.1)	12.5 (22.7)
特殊金融機関・保険会社 の自己資金	0.4 (8.0)	1.2 (5.1)	2.7 (6.7)	4.6 (8.3)
資 本 市 場	0.5	1.0 (4.2)	4.4 (10.9)	6.7 (12.2)
中 期 信 用	0.5 (5.5)	2.5 (10.5)	5.5 (13.6)	6.1 (11.1)
自己金融・その他の資金	2.6 (39.7)	12.0 (50.4)	18.4 (45.7)	25.3 (45.7)
計	11.1(100.0)	23.8(100.0)	40.3(100.0)	55.2(100.0)

[出典] L. Müller-Ohlsen, *Wirtschaftsplanung und Wirtschaftswachstum in Frankreich*, Tübingen 1967, SS. 132-33.

但し、佐々木健『現代ヨーロッパ資本主義論』昭和50年、82ページから転載。

年間設備投資額が電力販売収入の約4分の3にも上ぼり、かつその資金の八割ないしは九割が借入金によって調達されたということによって、EDFは必然的に膨大な金融費用の負担に苦しむことになり、年々累積する利子支払および借入元金返済のためにEDFは更に新規の借入金調達を余儀なくされたと言われている¹³⁾。事実、固定資産の減価償却によって捻出された僅かな資金が、設備投資に動員しえた「唯一の自己資金」であった¹⁴⁾。

ここに、一般的な企業会計制度たるプラン・コンタブルの適用を受けつつ経営活動を開始したEDFにおいて資本供与金制度という独自の制度が成立して

13) M. Coppin et R. Massé, "Les dotations en capital accordées par l'État à l'EDF et au GDF," *Cahiers juridiques de l'Électricité et du Gaz*, n° 96, 1957, p. 52. FDES貸付金の特恵的利率(4.5%), 利子補給 bonification d'intérêt および国家債務保証 garantie de l'État といった一連の金融費用軽減措置は、むしろ公企業の借入金調達を容易ならしめ、結果的に公企業の借入金依存体質を強める方向に作用した。A. G. Delion, *L'État et les entreprises publiques*, 1959, pp. 125-130.

14) M. Coppin et R. Massé, *op. cit.*, p. 52.

ゆく現実的な背景が存在する。

II 資本供与金制度の成立過程

前節で見たような EDF の経営危機は、まず企業努力によってはいかんともしがたい資金繰りの行き詰りとして現われる。

この問題を解決すべく議会において着手されたのが、資本増加 *augmentation de capital* による企業経営の救済、立て直しという試みであった。

料金決定および投資決定が国家の手に委ねられ企業収益面で大きな制約が EDF に課せられている以上、EDF の「唯一の株主」である国家が資本増加という形で資金交付することは当然であると考えられたからである¹⁵⁾。この資本増加手続の制度化過程が資本供与金制度の成立過程に外ならない。

資本供与金に関する法条文がフランス公企業法制史上初めて現われたのは、国庫特別勘定に関する1949年3月8日の法律第49—310号においてである。その第24条は次のように規定している。「15,000万フラン¹⁶⁾を上限として国有企業の供与金または資本金 *la dotation ou le capital* を新規に設定しあるいはまた増額する権限を大蔵大臣に対して付与する。この予算額は〔国家予算〕投資特別勘定に計上される。」(傍点引用者)この規定にもとづき、同年 EDF に9,500万フランの供与金が交付されている¹⁷⁾。

EDF は、近代化設備拡充基金設立以前の46—47年において専ら銀行借入によりその投資活動を確保したのであるが、これら借入金的主要部分については49年からの返済期間とされていた¹⁸⁾。しかし当時の EDF は、すでに見たよう

15) A. G. Delion, *Le statut des entreprises publiques*, 1963, p. 213. P. Lavigne, "Aspects juridiques de la dotation en capital des entreprises nationales," *Revue de science financière*, juin 1959, pp. 188-190. M. Coppin et R. Massé, *op. cit.*, pp. 51-53. A. de Laubadère, *Traité de droit administratif*, 1977, p. 256.

16) 本稿では、貨幣単位はすべて新フラン表示。

17) *Commission de vérification des comptes des entreprises publiques, 2^e Rapport d'ensemble*, J. O. Doc. adm., 1951, pp. 23-24. 同時に CDF にも 4,750 万フランの供与金が与えられている。 *Ibid.*, p. 20.

18) EDF, *Rapport de gestion des exercices 1946-1949*, pp. 73-74.

に、なお投資資金を全面的に借入金に依存しているいわば国有化後の経営的揺らぎ期にあり、こうした返済の履行能力を持たなかった。従って、「〔49年に交付された〕供与金は、近代化設備拡充基金設立以前の1946年から1947年にかけてその投資資金を調達するために銀行から借入れた短期信用（実際には中期信用も含む）を部分的に〔ではあれ〕国有企業が返済することを可能にするもの」¹⁹⁾であったと言わねばならない。

しかしながら、一層重要な問題は「供与金または資本金」という表現のうちに表われている。つまり、「法律用語 *dotation* と経済用語 *capital* との並置が問題なのである。」²⁰⁾

そもそも「供与金」とは国家出資金 *apport de l'État* を表わす用語であった²¹⁾。アンシャン・レジームのもとで既にその歴史を開始していたと言われる公施設は、一般に既存の直営事業 *régie* の法人化によって設立され、それにとりなう財産移管を国家による現物出資 *apport en nature* と見なしそれに相当する「供与基金 *fonds de dotation*」を貸方項目として計上するという手続に従っていた。あるいはまた新規創設による公施設設立の場合には、国家の元入金がそのまま供与基金として計上されたのである²²⁾。要するに公施設は商事会社法に依拠する株式会社ではなく、従って貸方項目に資本金勘定に代わって供与基金勘定をもつというのが公施設制度の一つの特徴点をなしていた。そして供与基金は株式会社の資本金とは異なり、それ自体が企業の経営政策にもとづき増額（もしくは減額）されるべき会計勘定とは見なされず、また供与基金の増（減）額手続の制度化が立法上の議題に上ることもかつてなかったのである²³⁾。

19) Cité par P. Lavigne, *op. cit.*, p. 191. 「〔49年における16,000万フランの借入金返済という〕この財務上の健全化は、……国家が EDF に交付した9,500万フランの資本供与金によって可能となった。」(Commission de vérification des comptes des entreprises publiques, *op. cit.*, pp. 23-24.)

20) P. Lavigne, *op. cit.*, p. 187.

21) *Ibid.*, p. 187. C. Louit, *op. cit.*, p. 328.

22) A. G. Delion, *Le statut des entreprises publiques*, 1963, p. 41.

23) 電力・ガス国有化法第4条の「経営、資本、投資に関する一切の負担額を満たすよう……経

とは言え EDF については「公施設に移管された財産、権利、義務の純残高が、当該公施設の資本金を構成する」(電力・ガス国有化法第16条)とされたため、その貸借対照表貸方には資本金勘定が計上されることとなった。しかしながらこの処置も、旧会社財産の国有移管にともなう会計処理上の便法にすぎず、資本金勘定とは名ばかりで「いかなる株式発行も結果的に出資者としての〔私的〕資本家〔の影響力〕を企業に招き入れることになるため法律により禁止されており、従って資本増加を行なうことは不可能であった。」²⁴⁾

従って、1949年の法律にもとづき一定額の供与金が EDF に交付されたことは、公施設法制史上極めて斬新な実験であったと言わねばならず、更にまたこの供与金が貸借対照表資本の部に供与基金・追加的国家交付金 *Apports complémentaires de l'État* として新たに計上された²⁵⁾ことから明らかなように、公施設の資本増加制度の生成・発展に先鞭をつけたという意味で注目に値するものであった。と同時にそうであるが故の萌芽的な性格が「供与金または資本金」という表現のうちに象徴的に表われていたと言わなければならない。

ところが EDF に交付された9,500万フランは、1951年にフランス・ガス *Gaz de France* が EDF から経営的に分離独立したことにともない、EDF のフランス・ガスに対する債権の国家返済金に転換され(1951年8月29日の法律第28条) 供与金の性格を失うことになった²⁶⁾。更にまた49年の供与金交付は「フランス型傾斜生産方式」²⁷⁾ =モネ・プランが推進されつつあった当時の特殊な経済情勢のもとにおける緊急措置としての性格も強く、制度的にはほとんど未整備の状態にあった。資本供与金制度がその制度的体裁を整えてゆくのはむしろそれ以降のことである。

「営管理は行われる。」という規定も、設立当初元入された資本金により EDF, GDF は経営されるべきで「原理的にはいかなる現金出資もこの現物出資の供与金に追加されてはならない」と解釈されていた。(Cité par C. Louit, *op. cit.*, p. 327.)

24) *Ibid.*, p. 327.

25) EDF, *op. cit.*, p. 139.

26) C. Louit, *op. cit.*, p. 328. M. Coppin et R. Massé, *op. cit.*, p. 51 Note (2).

27) 中木康夫『フランス政治史』中、昭和50年、187ページ。

続いて現われたのが1953年12月31日の法律第53—1314号(1954年度財政法)である。1949年の法律からおおよそ5年がたっている。その第13条は次のように規定した。「下院財政委員会の最終意見ならびに上院財政委員会の最終意見による同意を得た後、大蔵大臣および予算担当閣外相はアレテ arrêté により1954年度内において、大蔵省予算《I. 共通支出》第54項90《国有企業資本増加勘定 Augmentation de capital des entreprises nationales》に予算額を計上できる。ただしその額は、近代化設備拡充基金から1954年1月1日までに貸与された貸付金のうち当該国有企業が返済期日ないしはそれ以前に国庫に返納した金額を上限とする。」

ここには「資本供与金」の用語こそないものの「国有企業資本増加勘定」という勘定科目名が初めて法条文にうたわれており、そのことから一定の国家予算額を国有企業——事実にもとづいて言えば商工業的公施設——に対する資本増加資金として用いるという考え方が着実に前進してきたことがうかがわれる。

しかしこの条文においては、資本供与金の交付にあたってその額は「近代化設備拡充基金から……貸与された貸付金のうち当該国有企業が返済期日ないしはそれ以前に国庫に返納した金額を上限とする」という箇所（この箇所をとりあえず、資本供与金交付の「上限規定」と呼ぶ）に、資本供与金に関するいま一つの重要な制度的特徴点が含まれていることに注目せねばならない。

議会では、すでに見たような伝統的公施設制度の特殊な性格とかかわって「国有企業（商工業的公施設を指す。以下同じ）がどのようなものであれ〔増額されるべき〕資本金勘定をもっているとは到底考え難い」（同法案審議におけるクリエール議員発言）²⁸⁾とする意見が依然として根強く残っていた。そうした立場に立ついわゆる資本供与金制度設立反対派議員たちは、貸付金による資金供給を主張していた²⁹⁾。

これに対し資本供与金制度設立推進派議員たちは、例えば次のように反論し

28) Cité par P. Lavigne, *op. cit.*, p. 193.

29) *Ibid.*, p. 191.

た。「国家が唯一の株主であるからには、国家に対し、〔過去に貸与された〕国家資金を資本供与金として固定化する confirmer よう当然要求できる。もしそういう措置がとられないならば、国家貸付金借入のための新規契約が、いつまでたっても必要となり、そのために金融費用が〔一層〕増大することになる。」(エドガール・フォール蔵相——傍点引用者)³⁰⁾

1955年のペランク報告書 Rapport de M. Pellenc ではこの点を一層端点に言い表わしている。「『資本供与金』とは、国庫または近代化設備拡充基金から当該国有企業に貸与された貸付金を資本金に転換することを意味している。』³¹⁾

つまり、資本供与金の交付は、公施設が国家に対する債務返済を履行した金額を上限に、国家貸付金の一定額を公施設の自己資本に振り替えることにより実施されるわけで、「国有企業に対する新たな資金供給ではなく、単なる長期債権化 consolidation を問題にしているにすぎない。」³²⁾ (傍点引用者、この点後述)

こうした内容の論議を経て結局1953年の法律は成立したのであるが、その第13条の「上限規定」は以上見てきた資本供与金交付に対応する資金処理を反映したものに外ならなかった。

とは言えずでに指摘したような議会内の反対論は依然根強く、資本供与金制度が制度として確立しそしてそれが実際の交付措置につながるには、なおも一定の時間が必要だった。なぜなら、結局、1953年の法律第13条の言う1954年度内にはいかなる公施設に対しても資本供与金は交付されなかったからである。更にまた、1955年4月3日の法律第55—366号が、1953年の法律で設定された大蔵大臣および予算担当閣外相の資本供与金交付権限の有効期間を1955年度にまで延長した後にも、やはり資本供与金は交付されなかった。そして1955年12月31日のデクレ第55—1689号が「国有企業資本増加勘定」を備忘項目として

30) *Ibid.*, p. 193.

31) *Ibid.*, p. 194.

32) *Ibid.*, p. 192.

pour mémoire 予算書に残すことによって、当時まだ成立の途上にあった資本供与金制度はかろうじて翌1956年にまでその存在を確保することができたのである³³⁾。

III 設立法規にみる資本供与金制度の特徴

すでにフランス経済は戦後復興を終え、新たな発展過程を開始しようとしていた。公企業において、それは、龐大な国家資金の投入を推進力とすることにより生産力を回復し更に一層増大させてゆくことから、収益性を上げ企業としての経営活力を高めてゆくことに、経営の重点が移行する過程であった。

第二次経済計画を承認した1956年3月27日の法律第56—342号の次のような叙述は、このような経済状況のもとで生まれたものである。「三つの国有企業（フランス石炭、EDF、フランス・ガス——いずれも商工業的公施設——引用者）については、その投資資金として過去に貸与された公的資金の貸付条件を変更することが望ましい。これら〔国有〕企業は、1946年〔の設立〕から1953年にかけての設備投資金融において、〔近代化設備拡充基金貸付金の〕特恵的利子率（4.5%）および貨幣価値減価による利得を得たとは言え、その投資資金のほとんどは公権力から貸与された貸付金であった。しかもその大部分は、単に、立ち遅れた〔企業体質の〕整備にのみ用いられていたにすぎない。そのためこれら〔国有〕企業は、極端に過重な金融費用を負担せねばならない事態に追い込まれている。従って、過去に貸与された貸付金を転換することによる資本供与金の交付が求められている。」³⁴⁾

33) M. Coppin et R. Massé, *op. cit.*, p. 53. C. Louit, *op. cit.*, pp. 328-329. 反対派議員の反対理由には、本文でとり上げた制度上の問題点の外に財政政策上のインフレーション効果といった経済的問題点も含まれていた。P. Lavigne, *op. cit.*, p. 192.

1954年8月14日の法律第54-809号は、経済・財政政策に関する特別権限を翌年3月31日まで政府に与えたが、その中に資本供与金の交付権限も含まれていた。この特別権限の付与期間も1955年4月2日の法律第55-349号で同年5月20日まで延長されたが、結果は本文に述べた通りであった。M. Coppin et R. Massé, *op. cit.*, p. 53. P. Lavigne, *op. cit.*, pp. 193-194.

34) この法律にかかわって作成されたベレ報告 Rapport de M. Verret でも「金融費用の軽減は、近代化設備拡充基金貸付金を資本供与金に転換することにより達成されるべきである。」と述べられている。(Ibid., p. 195.)

紆余曲折を経た資本供与金制度の成立過程もここに至って、ついに「日の目を見た。」³⁵⁾この法律に引き続いて1956年5月14日のデクレ第56—493号が、EDF に交付される資本供与金の一般的制度枠を規定したのである。このデクレが、基本的には資本供与金制度の設立法規となる³⁶⁾。

「総理大臣は、大蔵大臣、予算担当閣外相、経済問題担当閣外相および商工業問題担当閣外相の報告にもとづき、電力およびガスの国有化に関する現行1946年4月8日の法律第46—628号（本稿で「電力・ガス国有化法」とした法律）ならびに経済および財政の再建に関する1948年8月17日の法律第48—1268号の制度枠に従い、コンセイユ・デタおよび閣議の同意を得、以下の通り発布する。

第1条 商工業的公施設 EDF およびフランス・ガスのそれぞれの資本金は、法律の定める範囲において資本供与金により増額することができる。この資本供与金は、電力およびガスの国有化に関する1946年4月8日の法律第16条の定める規定（後述）に従うものとする。

第2条 第1条で規定した資本供与金は、〔受領者側義務として〕国家に対する利子および配当の支払い attribution d'un intérêt et d'un dividende をともなう。当該配当は、前出1946年4月8日の法律第32条（EDF, フランス・ガスの利益処分について規定）に関する特別措置として、各事業年度の純利益から優先的に控除される。

それが不可能な場合、その金額を次年度以降の貸方残高または純利益により填補さるべき繰越欠損として処理することはできない。

利子率および配当額は、大蔵大臣、予算担当閣外相、経済問題担当閣外相お

35) C. Louit, *op. cit.*, p. 329.

36) 他方1956年8月4日の法律第56—780号第110条は次のように規定し、1953年12月31日の法律でうたわれた資本供与金交付の決定手続および「上限規定」を最終的に確定した。C. Louit, *op. cit.*, p. 329. M. Coppin et R. Massé, *op. cit.*, p. 54. 「下院財政委員会の最終意見ならびに上院財政委員会の最終意見による同意を得た後、大蔵大臣および予算担当閣外相はアレテにより大蔵省予算《I 共通支出》第54項90《国有企業資本増加勘定》に予算額を計上できる。ただしその額は1956年1月1日までに貸与された設備投資貸付金のうち、当該国有企業が返済期日ないしはそれ以前に国庫に返納した金額を上限とする。」

よび商工業問題担当閣外相の協議にもとづく共同署名のアレテにより決定される。ただし、利子および配当の率は全体として6%を越えてはならない。

第3条 第2条で規定された配当を控除した後に未処分利益が残る場合には、利益処分に関する一般規定の特別措置として、その50%の金額を第1条で規定する資本供与金の償還に当てる。

第4条 略（政府の本デクレ実施責任を規定）」（傍点引用者）

このデクレで重要な点の第一は、資本供与金交付権限の法源を1948年8月17日の法律にもとめたことである。この法律はその第2条で、公的所有、公的経営管理といった基本事項に抵触しない範囲で、公企業の組織改造ならびに公企業に対する国家統制の改革を政府に認めている³⁷⁾。56年のデクレは、資本供与金の交付をこの法律で述べられたような公企業経営にかかわる公的措置の一つとして数えたのであり、換言すれば、政府の資本供与金交付権限は、それまでのような時限立法による一時的な権限としてではなく恒久的な権限として確立されるに至ったのである。

第二に、資本供与金が電力・ガス国有化法第16条の規定に従うものとされたことである。電力・ガス国有化法第16条は言う。「この資本金は〔第三者に〕譲渡することはできない。また、損失を計上した場合には、当該損失は〔この資本金の取崩しにより処理されるのではなく〕次年度以降に繰延べ計上されねばならない。」つまりこの条文は EDF 資本金勘定が、資本取引と損益取引の区分に従って処理されるべきことを規定したものであるが、資本供与金がこの規定に準ずるということは、会計上資本供与金が拠出資本の一部を構成するというに外ならない。

37) 「本法律第6条の定める条件（コンセイユ・デタの同意——引用者）のもとに、企業収益性の保障および企業経営責任の明確化を目的として、政府は商工業的公施設、国有企業 *entreprises nationales* および国有会社 *sociétés nationales* の組織改造を行ない、またこれら企業に対する国家統制制度を改革することができる。ただしその場合、これら企業における、公的所有ないしは公的経営管理、従業員持分、貸借対照表および損益計算書の公表を規定した法制枠に変更を及ぼしてはならない。」（L'article 2 de la loi n° 48-1268 du 17 août 1948, Tendant au redressement économique et financier.）

しかし第三に、資本供与金は国家に支払われるべき「利子および配当」をともしない、かつ償還性を有するということである。「利子および配当」という表現自体矛盾したものであるが、ともあれこの点は、資本供与金が資金の性格としては他人資本であることを示唆しており、「国有企業資本増加」の制度としては一見理解に苦しむところである。

前節で我々は、資本供与金制度をめぐる議会審議を概観してきた。その過程で「長期債権化」なる用語に行き当たった。

従来フランスでは、次のような国家資金の運用処理が行われていた。まず国家資金が国庫貸付金 *avance du Trésor* として支出された場合、この資金は利子をともしない返済期限は2年とされる。2年後の満期日に契約更新が行なわれた場合には、更に2年間の返済延期が認められる。次に、この一度延期された返済期日までになお借入側の債務返済がなされない場合には、当該国庫貸付金を長期債権化するかまたは補助金 *subvention* に転換するという措置がとられた³⁸⁾。

それ自体としては貸付金の性格を残しながらも、その返済については借入側の支払能力に応じて実施されるような（例えば56年のデクレ第3条）資金に転換することが、ここで言う長期債権化の意味するところである。この点について P. ラヴィーニュは言う。「長期債権化〔された国家資金〕は、アンジャン・レジーム下のフランスで《返済されることのない貸付金》と呼ばれ返済期限すら決定されなかった極長期貸付金 *prêt de longue durée* に相当するものである。資本供与金は、正しくこの事例に入る。」³⁹⁾

議会での強い反対圧力を受けつつ「国有企業資本増加」制度＝資本供与金制度を新たに形成してゆく試みは、従って、伝統的な長期債権化なる法的手法に準拠するといういわば妥協的な側面を含みながら、一応の結実を見たのであり、このことが56年デクレ第3条の償還規定の制度的背景をなしていたのである。

38) P. Lavigne, *op. cit.*, pp. 199-200.

39) *Ibid.*, p. 200.

と同時に、EDF の経営危機こそが資本供与金制度成立の現実的背景であった点を考えるなら、資本供与金が正に「返済されることのない」資金とならざるを得ないのは自明であり、政府自身、資本供与金を EDF に対する拠出資本であると考へたことは、56年デクレ第1条からも明らかであった。

そしてまた、こうした資本供与金制度設立をめぐる試行錯誤の過程が、「利子および配当」の表現を生んだと言えよう。

56年のデクレにもとづいて、EDF への資本供与金交付の施行令として二種類のアレテが1957年4月3日に公布された。第一のアレテにより EDF に交付される資本供与金の最高額は315,000万フランとされ、第二のアレテにより実際に交付される資本供与金額は満額の315,000万フラン、利子率は3%と決定された⁴⁰⁾。

そして、1957年1月1日「貸付金の事前返済と〔資本〕供与金の交付とはこの日に同時に行われたものと見なされ」⁴¹⁾ FDES 貸付金から資本供与金への転換が実施されたのである。これにともない、EDF 貸借対照表貸方資本の部に、「資本供与金」勘定が新たに設けられ315,000万フランはここに計上された。

ところで、57年のアレテではすでに「利子および配当」という表現は見当たらない。そしてまた、EDF が国庫に支払うことになったのは、3%の利子のみであった。つまり、資本供与金に関する配当支払いおよび元金償還という義務規定は、実際の制度運用において「適用されなかった」のである⁴²⁾。

40) この第二のアレテでは、CDF、GDF に対しても資本供与金の交付を認めている。CDF については、265,000万フラン、GDF については、70,000万フラン、利子率はともに1%である。

41) M. Coppin et R. Massé, *op. cit.*, p. 54 Note (21). この処理に照らせば「貸付金が〔直接〕転換されているのではなく、実は過去に貸与された貸付金がたいていは満期日以前に返済され、それによって検出された資金が〔資本〕供与金として現金出資されているのである。」という C. ルイの見方は、少なくとも57年の資本供与金交付については成り立たないと言えよう。(C. Louit, *op. cit.*, p. 331.) 従ってまた、1953年12月31日の法律以降たびたび法条文でうたわれた「上限規定」は、実際の資本供与金交付額算定にあたって国庫貸付金返済の有無が条件とされなかったという意味で、形骸化していると言わねばならない。

42) 「いくつかの法条文(1956年5月14日のデクレや1957年4月3日のアレテ)は、実効力のあるものと言うよりはむしろ理論上のものとして、利益処分の対象となる利子および配当という国家への上納金支払い義務を規定したにすぎない。供与金〔自体〕も原理的には償還性を有する。」

換言すれば、制度の運用段階において、資本供与金は、一方で拠出資本としての性格をより明確にしながら、他方で固定利子を生むという、資金としては極めて特異な性格を帯びつつたち現われるに至ったのである。

ともあれ、商工業的公施設 EDF における資本増加制度たる資本供与金制度は、こうして一応の制度的成立を見た。

む す び

以上みてきたように、1956年、EDF における資本供与金制度は、フランス法制度上の特殊性および議会での反対圧力に規定され、資本増加制度としてはいくつかの点で矛盾した側面を含みつつ、国家資金たる FDES 貸付金を拠出資本に「純粹かつ単純に転換する」⁴³⁾という手続を内実として成立するに至った。

ところで、EDF の経営危機の救済、立て直しという資本供与金制度の設立事由にそくしてみれば、それまで他人資本であった FDES 貸付金が資本供与金交付を契機に拠出資本に転換されると同時に、その利率も4.5%から3%に引き下げられるので、これにより金融費用圧力の軽減、財務の健全化（自己資本比率の上昇）がある程度はたされたことは否定できない。

しかしすでに明らかなように、資本供与金交付によって新規の資金が EDF に与えられるわけではないので、資本供与金交付によるこうした効果も極めて限られたものでしかなかった⁴⁴⁾。すなわち、EDF の投資金融はその後も依然として FDES 貸付金を主力とする借入金への依存構造を保ち続け（第5表）、57年に一旦は大きく好転した負債比率もその後急速に悪化の方向にむかってゆ

\\ (傍点引用者) (J. M. Auby et R. Ducos-Ader, *Grands services publics et entreprises nationales*, tome I, 1969, p. 418.) その他, A. G. Delion, *Le statut des entreprises publiques*, 1963, p. 215. C. Louit, *op. cit.*, p. 333.

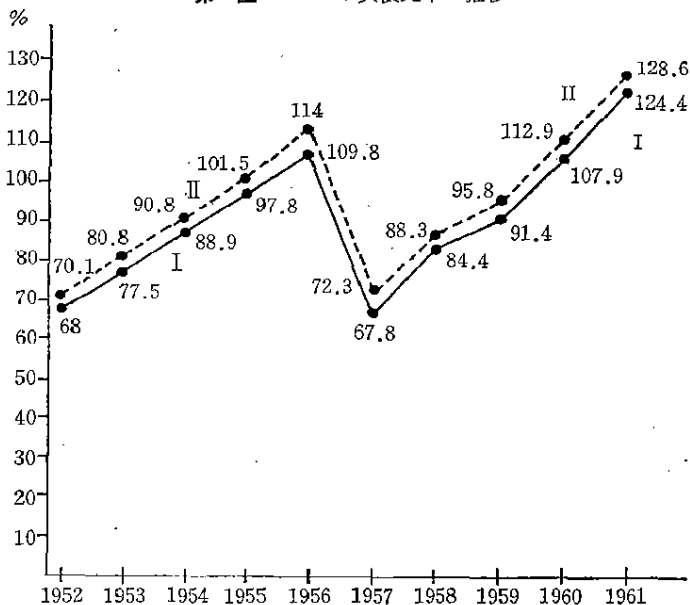
43) A. G. Delion, *L'État et les entreprises publiques*, 1959, p. 127.

44) この点の指摘は、すでに1957年 EDF 営業報告書 EDF, *Rapport d'activité-Comptes de gestion*, exercice 1957, p. 21 および1958年公表の公企業会計検査委員会第6次報告書 Commission de vérification des comptes des entreprises publiques, 6° *Rapport d'ensemble*, J. O. Doc. adm., 1958, p. 779 において行われている。

く(第3図)。

こうして、1963年に再び FDES 貸付金の転換によって580,000万フランの資本供与金が EDF に交付されることになるのだが、この年同時に資本供与金制度上特筆すべき措置が新たにとられることになった。つまり、580,000万フランとは別に、新規資金拠出による資本供与金 *dotation en capital en des apports d'argent frais* 17,000万フランが EDF に交付されたのである(1963年7月2日の予算修正法)。

第3図 EDF の負債比率の推移



注
$$\text{負債比率} = \frac{\text{負債}}{\text{自己資本}} \times 100$$

- ; 曲線 I は中長期借入金で計算。
- - - ; 曲線 II は借入金総額で計算。
- 但し、自己資本に引当金は含まない。

〔出典〕 EDF, *Rapport d'activité - Comptes de gestion, exercice 1961*, p. 110 から転載。

この新しい形態の資本供与金こそが、その後 EDF の投資金融において主導的な役割をはたし、EDF 財務構造に基底的な変化をもたらしてゆくものに外ならなかった⁴⁵⁾。

換言すれば、1956年の資本供与金制度の成立は、商工業的の公施設 EDF に資本増加の制度を新設したという法制史上の重要性を有するにとどまらず、実は60年代以降における EDF 財務構造の抜本的立て直しの一契機になるという極めて実践的な意味あいをも内包していたのである。

この後者の点については、稿を改めて論ずることにする。

(1981. 5. 20)

45) つづいて1965年に、104,000万フランの資本供与金(同年 EDF 総投資額の24.5%)が、新規資金拠出の形態で交付されたのをかわきりに、その後毎年 EDF 年間総投資額の10%~25%の額の資本供与金がこの形態で交付され続けることになる。EDF, *op. cit.*, exercices 1965-1973. C. Louit, *op. cit.*, p. 332.